

－ 審査事務規程の一部改正について（第1次改正）－

独立行政法人自動車技術総合機構は、独立行政法人自動車技術総合機構法（平成11年法律第218号）第13条第1項の規定に基づく審査事務の実施に関する規程（審査事務規程）の一部改正を行い、平成28年7月7日（一部は8月1日）から施行します。主な改正の概要は、次のとおりです。

1. 自動車の直前及び側方の視界を確保するために備えられた鏡又はカメラの審査方法（7-100、8-100）
検査後の取外し及び一時的な取付け等を防止するため、保安基準に適合しないものとして判定する例示を追加します。
2. 並行輸入自動車の事前書面審査（別添3）
的確で厳正かつ公正な審査業務の実施を図ることを目的として、これまで規定していた審査期間（届出書等の受理日から15日以内）の範囲内において、地方検査部の長が審査所要日数等を対外的に明示することができるよう規定を改正します。
3. 用語の定義の拡充（1-3）
平成28年騒音規制の導入に関するものを追加します。
4. 道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）等の一部改正に伴い、「法第75条の2」を「法第75条の3」に変更する等の項ズレ改正を行います。
5. その他、附則の拡充、審査方法の明確化、誤記訂正等の所要の改正を行います。

審査事務規程の全文は当機構ホームページに掲載しています。

(<https://www.naltec.go.jp/>)

お問い合わせ先

〒160-0003 東京都新宿区本塩町8-2 住友生命四谷ビル

独立行政法人自動車技術総合機構 検査部検査課

電話 03-5363-3441（代表）

FAX 03-5363-3347